

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高崎市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高崎市長

公表日

令和4年11月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法(昭和34年4月16日法律第161号)、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年12月10日法律第166号)、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年11月26日法律第102号)に基づき、国民年金等の以下の事務を行う。 ・国民年金第1号被保険者の資格に関する届出等の受付、記録の管理 ・国民年金第1号被保険者の保険料免除申請等の受付 ・国民年金、特別障害給付金、年金生活者支援給付金請求(以下、「年金請求」という。)の受付 ・上記届出、申請の確認、審査及び厚生労働大臣(日本年金機構)への送付、報告、照会への応答
③システムの名称	国民年金システム 統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー 社会保険オンラインシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
資格管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 31、83、95の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府/総務省/令第5号) 第24条の2、第59条、第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高崎市市民部市民生活課行政情報担当 370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1 電話027-321-1230
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高崎市市民部保険年金課年金担当 370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1 電話027-321-1238

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IVリスク対策	なし	新規追加	事後	様式変更に伴う項目追加
令和3年9月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法等	国民年金法(昭和34年4月16日法律第161号)、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年12月10日法律第166号)、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年11月26日法律第102号)	事後	再評価に伴う変更
令和3年9月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金の資格および給付の管理事務、保険料免除等の申請受理等	国民年金等の以下の事務	事後	再評価に伴う変更
令和3年9月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・年金請求の受付	・国民年金、特別障害給付金、年金生活者支援給付金請求(以下、「年金請求」という。)の受付	事後	再評価に伴う変更
令和3年9月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・上記届出、申請の確認、審査及び年金機構への送付	・上記届出、申請の確認、審査及び厚生労働大臣(日本年金機構)への送付、報告、照会への応答	事後	再評価に伴う変更
令和3年9月17日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 31の項	番号法第9条第1項 別表第一 31、83、95の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府/総務省/令第5号) 第24条の2、第59条、第68条の2	事後	再評価に伴う変更
令和3年9月17日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成27年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	再評価に伴う変更
令和3年9月17日	IIしきい値判断項目 1.取扱者数	平成27年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	再評価に伴う変更
令和4年9月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム 統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー	国民年金システム 統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー 社会保険オンラインシステム	事後	